

教師用指導資料

防災教育

「地震」

平成29年1月
福岡県教育委員会

《 目 次 》

地震に備える

1 学校における 防災教育

- (1) 防災教育の意義 **P1**
- (2) 防災教育の進め方 **P1**
- (3) 学校防災計画の作成 **P4**

2 学校における日常 生活の安全管理

- (1) 学校等における安全管理 **P5**
- (2) 施設・設備のチェックポイント **P6**

3 学校における 防災組織活動

- (1) 校内防災委員会 **P7**
- (2) 教職員研修 **P8**

地震発生

地震から命を守る

1 安全確保のための基本行動

- (1) 初期対応と二次対応 **P9**
- (2) 緊急体制の確立の留意点 **P10**
- (3) 引き渡しと待機 **P10**

2 地震発生時の予想される 危険と教師の望ましい行動

- (1) 教科等学習中 **P11**
- (2) 休み時間中 **P14**
- (3) 給食時間中 **P14**
- (4) 登下校中 **P15**
- (5) 学校行事等実施中 **P15**

地震から立て直す

1 心のケア

- (1) 心のケアの留意点 **P17**
- (2) 教職員の役割分担等 **P17**

2 その他

- (1) 避難所協力 **P18**
- (2) 家庭での防災 **P18**

〔 学校防災に関する参考資料等 〕

P19

地震に備える

1 学校における防災教育

(1) 防災教育の意義

平成23年3月に発生した東日本大震災が学校現場に与えた衝撃は大きく、わが国において、改めて学校防災の在り方を考え直す機会となっている。

本県においても、平成17年3月の福岡西方沖地震、平成24年7月の九州北部豪雨、さらに、熊本県のみならず隣県である大分県にも多大な被害をもたらした、記憶に新しい平成28年4月の熊本地震など、自然災害は決して少ないとは言えず、防災教育の充実を図ることが求められている。

学校教育において、健康、安全で幸福な生活を営むために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ることは重要な目標の1つとなっている。学校における防災教育の安全指導は、この目標に従って、児童生徒に火災や地震等による災害発生の実態や原因・要因についてよく理解させるとともに、これらの災害から、自らの生命を守るのに必要な事柄についての理解を深めさせ、的確な行動がとれるような態度や能力を身に付けさせることにねらいがある。また、さらに進んで、他の人や集団の安全に役立つ態度や能力を養うことも大切である。

このためには、児童生徒の発達段階を考慮し、必要とされる安全指導内容を取り上げ計画的・発展的に指導するとともに、日常の指導を通してその充実を図る必要がある。



【熊本地震での被害(写真提供:南阿蘇鉄道長陽駅舎カフェ久永屋 久永氏・南阿蘇村喜多消防団 瀬川氏[本県学校防災アドバイザー])】

(2) 防災教育の進め方

防災教育は、学校の教育活動全体を通して意図的・計画的に指導や訓練を実践することが大切である。実際の指導や訓練は、主として学級活動(ホームルーム活動)と学校行事の健康安全・体育的行事における安全指導を通して進めることになるが、さらに児童会(生徒会)活動、クラブ活動においても、児童生徒の自発的、自治的な活動が行われる中で、必要に応じて安全指導が行われるものである。

なお、学校種別に地震防災のための安全指導に関係の深い内容は、次に示す通りである。

【各教科等における地震防災のための学習内容例（学習指導要領より抜粋）】

	教科	特別の教科道徳（道徳科）	特別活動	総合的な学習の時間
小 学 校	【1、2年 生活科】 ○楽しく安心して遊びや生活ができる。安全な登下校ができる。 【3、4年 社会科】 ○地域社会における災害及び事故の防止 【5年 社会科】 ○我が国の国土の自然などの様子について ○我が国の情報産業や情報化した社会の様子 【6年 社会科】 ○我が国の政治の働き 【5年 理科】 ○流水の働き ○天気の変化 【6年 理科】 ○土地のつくりと変化 【5年 体育・保健】 ○けがの防止 など	【1、2年】 ○A-5 希望と勇気、努力と強い意志 ○B-9 友情、信頼 ○C-13 家族愛、家庭生活の充実 ○D-17 生命の尊さ 【3、4年】 ○A-5 希望と勇気、努力と強い意志 ○B-7 感謝 ○C-13 勤労、公共の精神 ○D-18 生命の尊さ 【5、6年】 ○A-3 節度、節制 ○A-5 希望と勇気、努力と強い意志 ○B-8 思いやり、感謝 ○C-17 我が国の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度 ○D-19 生命の尊さ など	【学級活動】 ○日常生活や学習への適応及び健康安全 ・心身ともに健康で安全な生活態度の形成 【学校行事】 ○健康安全・体育的行事 ・避難訓練(火災・災害) ・防災・減災教室 ○旅行・集団宿泊的行事 ・防災に関する施設等見学 ○勤労生産・奉仕的行事 ・災害ボランティア等の学習及び貢献活動 など	○横断的・総合的な課題についての学習活動 ○児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動 ○地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動 〓テーマ例〓 ・「地域の防災を考えよう」 ・「南海地震に備えよう」 ・「自分の町のハザードマップを作ろう」 ※H24～H26実践的防災教育総合支援事業・H27実践的安全教育総合支援事業における実践校(小学校)の実践事例より など

	教科	特別の教科道徳（道徳科）	特別活動	総合的な学習の時間
中 学 校	【社会科:地理的分野】 ○世界と比べた日本の地域的特色〔自然環境〕 ○日本の諸地域〔自然環境を中核とした考察〕 ○身近な地域の調査 【社会科:公民的分野】 ○よりよい社会を目指して 【理科:第2分野】 ○大地の成り立ちと変化〔火山と地震、日本の気象〕 ○自然と人間〔自然の恵みと災害〕 【保健体育科:保健】 ○傷害の防止〔人的要因や環境要因などに関わって発生する自然災害等による傷害、災害発生時や二次災害による傷害、災害への備え、安全な避難〕 【技術・家庭科:家庭】 ○住居の機能と住まい方 など	○A-4 希望と勇気、克己と強い意志 ○B-6 思いやり、感謝 ○B-8 友情、信頼 ○C-12 社会参画、公共の精神 ○C-14 家族愛、家族生活の充実 ○C-17 郷土の伝統と文化の尊重、国を愛する態度 ○D-19 生命の尊さ ○D-20 自然愛護 ○D-21 感動、畏敬の念 ○D-22 よりよく生きる喜び など	【学級活動】 ○適応と成長及び健康安全 ・心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 【生徒会活動】 ○ボランティア活動などの社会参加 ・災害復旧のための募金活動への貢献活動 【学校行事】 ○健康安全・体育的行事 ・避難訓練(火災・災害) ・防災・減災教室 ○旅行・集団宿泊的行事 ・防災に関する施設等見学 ○勤労生産・奉仕的行事 ・災害ボランティア等の貢献活動 など	○横断的・総合的な課題についての学習活動 ○生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動 ○地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動 ○職業や自己の将来に関する学習活動 〓テーマ例〓 ・「災害時における防寒についてその対応策を考えよう」 ・「誰もが安心できる避難所設営にチャレンジしよう」 ・災害時における、人命救助の視点から高齢者への対応を考えよう」 ※H24～H26実践的防災教育総合支援事業・H27実践的安全教育総合支援事業における実践校(中学校)の実践事例より など

	教科	特別活動	総合的な学習の時間
高等学校	<p>【地理歴史科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世界史への扉〔自然環境と人類のかかわり〕 ○生活圏の諸課題の地理的考察〔自然環境と防災〕 ○現代世界の系統的地理的考察〔自然環境〕 <p>【理科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○変動する地球〔日本の自然環境〕 ○地球の大気と海洋〔大気の運動と気象、海水の運動〕 <p>【保健体育科:保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現代社会と健康〔応急手当〕 ○生涯を通じる健康〔保健医療制度及び地域の保健・医療機関〕 <p>【家庭科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住居と住環境 <p>【情報科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会における情報システム <p style="text-align: right;">など</p>	<p>【ホームルーム活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適応と成長及び健康安全 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の意義の理解と参画 ・心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立 <p>【生徒会活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○異年齢集団による交流 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地へ激励や支援等の交流 ○ボランティア活動などの社会参画 <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧のための募金活動への貢献活動 <p>【学校行事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康安全・体育的行事 <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練〔火災・災害〕 ・防災・減災教室 ○旅行・集団宿泊的行事 <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する施設等見学 ○勤労生産・奉仕的行事 <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア等の貢献活動 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>○横断的・総合的な課題についての学習活動</p> <p>○生徒が興味・関心に応じて設定した課題知識や技能の深化、総合化を図る学習活動</p> <p>○自己の在り方や生き方について考察する学習活動</p> <p>《テーマ例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然災害への対応強化のために」 ・「ハザードマップのための探検まちな歩き」 <p>※H24～H26実践的防災教育総合支援事業・H27実践的安全教育総合支援事業における実践校(高等学校)の実践事例 より</p> <p style="text-align: right;">など</p>

	教科	特別活動	総合的な学習の時間
特別支援学校	<p>【小学部:生活科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険防止 <ul style="list-style-type: none"> ・危ないことや危険な場所について知る ・自分自身を守るように適切な行動をとる ○避難訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の重要性を知る ・災害時に適切な行動ができるようにする <p>【中学部:社会科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集団生活ときまり ○公共施設 ○社会の出来事 ○地域の様子や社会の変化 <p>【中学部:理科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活との関連を知る <p>【中学部:保健体育科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健 <ul style="list-style-type: none"> ・健康安全に関する初歩的な事柄を理解する <p>【高等部:社会科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○きまり ○公共施設 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の働きを理解し、適切に利用する ○社会の出来事 ○地域の様子や社会の変化 <p>【高等部:理科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人体 ○事物や機械 自然 <p>【高等部:職業科】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道具・機械等の取り扱いや安全衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全な生活に必要な実践的な知識と技能を習得する <p style="text-align: right;">など</p>	<p>【小学校・中学校・高等学校学習指導要領に準ずる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の障害の状態や特性等を考慮して活動の種類や時期、実施方法等を適切に定める <p>【学校行事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康安全・体育的行事 <ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舎における避難訓練 「ボディーソニック(振動装置)」「パトライト(警報回転灯)」を用いた触覚や視覚による緊急伝達機器を用いた訓練の実施 ・非常食を活用した避難訓練 避難所での生活を想定して、非常食を自力で開け自力で食べる訓練 <p>※H24～H26実践的防災教育総合支援事業・H27実践的安全教育総合支援事業における実践校(特別支援学校)の実践事例 より</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>【小学校・中学校・高等学校学習指導要領に準ずる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮する ・体験活動に当たっては、安全と保健に留意する <p>《テーマ例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時要援護者支援対策」について知る ・「聴覚障害者と災害」について考える <p>※H24～H26実践的防災教育総合支援事業・H27実践的安全教育総合支援事業における実践校(特別支援学校)の実践事例 より</p> <p style="text-align: right;">など</p>

※ここに例示している場面以外においても、学習内容や教材等で設定可能

(3) 学校防災計画の作成

ア 指導計画作成上の留意点

- (ア) 学校諸条件（学校の設置場所の特徴、校舎の構造、児童生徒の発達段階及び実態、地域並びに学校の防災体制、防災施設、通学経路の状態など）を考慮して、各学校に最も適したものであること。
- (イ) 災害の種類、規模、発生場所、発生時等を予想し、あらゆる場合に対処できるものであること。
- (ウ) 学校の教職員の共通理解・協力による総力発揮及び地域の関係機関との緊密な連携ができるものであること。
- (エ) 教職員及び児童生徒が、とっさの場合に独自の判断で、臨機応変に行動ができるものであること。

イ 全体計画

全体計画は、安全指導を学校教育の全体的立場から組織的・計画的に推進するための基本計画である。従って、安全計画の基本的な目標、各学年の指導の重点、学級活動（ホームルーム活動）及び学校行事を中心とする指導内容、指導の時間、配当時間数、各教科・特別の教科道徳との関連、安全管理との関連、学校や地域の関係機関との関連などの概要について明確にした上、全教職員の共通理解を図って作成することが大切である。

ウ 年間指導計画

年間指導計画は、学校安全計画に基づいて、学級活動（ホームルーム活動）及び学校行事や体育的行事における安全に関する行事等を計画的に進めるために、相互の関連を十分に配慮しながら立案することが大切である。

(ア) 学級活動（ホームルーム活動）の年間指導計画

学級活動（ホームルーム活動）における「健康や安全に関すること」や「健康で安全な生活などに関すること」等の内容の中に防災のための指導内容を位置付け、次の点に留意して立案する必要がある。

- ・学校における安全指導の目標、内容に基づき、学年の指導のねらいや重点を明確にする。
- ・災害安全の内容について、1単位時間もしくは20分間程度の時間で指導する内容を明確にする。
- ・1単位時間で行う指導については、学年別に主題を設定し、指導のねらいと内容、指導の時期などを明確にする。
- ・20分間程度の時間で行う指導についても、できるだけ組織的・計画的に指導を行うことができるように、主題を設定し指導の重点を明確にする。

(イ) 学校行事（健康安全・体育的行事）の年間指導計画

「学習指導要領」第4章特別活動における「健康安全・体育的行事」、防災のための指導内容を位置付けて計画することになる。特に、**避難訓練**は、火災、地震等の災害に際して、児童生徒が常に安全に避難できるための実践的な態度や能力を養うことを目指して行われるよう、次の点に留意して立案する必要がある。

○訓練の内容は、火災、地震等を想定して設定することになるが、この場合は、学校の立地条件や校舎の構造などについて十分考慮するとともに、**火災を想定した訓練のみに偏らない**ようにする。

○実施の時期や回数は、法の規定及び児童生徒の実態、地域の実情に基づいて年間を通して**季節や他の安全指導との関連などを考慮して**適切に設定する。

○訓練は、**授業中だけを想定せず、休憩時間中に児童生徒が校庭、廊下に分散している場合なども想定**し、さらに、災害の発生時間や場所に変化をもたせ、いかなる場合にも安全に対処できるように配慮する。

○訓練が形式的、表面的にならないようにするために、**訓練のための事前、事後の指導を学級活動（ホームルーム活動）における安全指導との関連を図って行うように配慮**する。また、災害の種類や災害の規模によって起こる危険や避難の仕方について理解させるとともに、訓練の反省事項についてよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。

2 学校における日常生活の安全管理

(1) 学校等における安全管理

ア 安全点検

安全点検は、施設・設備及び防火に関する設備などについて、毎学期1回以上点検日を設け（**定期点検**）、組織的・計画的に実施するとともに、運動会（体育祭）、文化祭、学芸会、展覧会などの学校行事の前後や暴風雨、地震などの災害発生後など（**臨時点検**）に必要な応じて点検項目を設定し、適切に実施しなければならない。

また、児童生徒が最も多く活動を行うと思われる箇所については、毎授業日に点検（**日常点検**）を行い、安全な環境の維持に努めなければならない。

イ 安全点検の事後措置

安全点検の事後措置については、点検の結果に応じて、危険物の除去、施設・設備

の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなど適切な措置を講じなければならない。事後措置には、学校内の安全管理活動として措置できないものも出てくるのが当然予想される。このような場合については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置が講じられるようにすることが大切である。

(2) 施設・設備のチェックポイント

学校の施設・設備の整備は安全対策の基本である。地震が発生した場合、特にガラスの破損やロッカーの転倒、あるいは、火災や有毒ガスによる被害が予想されるので、常にその予防対策を行っておく必要がある。

ア 防災上必要な設備等

区 分	設 備 等
消 火	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避難・救助	非常階段、救助袋、縄はしご、ラジオ、ハンドマイク、トランシーバー、懐中電灯、ヘルメット
医薬品等	緊急医薬品、担架、AED
生活維持	非常食、飲料水、毛布、ビニールシート、テント、ロープ、簡易トイレ
放送設備	非常時使用の管内放送設備、電池式ハンドマイク等

イ 火災・転倒・落下物等の予防対策

区 分	該当施設例	確認事項
ロッカー	教室、廊下、昇降口	○転倒したり、移動したりしないか。
ガラス器具	理科実験室 実習室	○転倒・落下し、破損することはないか。 ○容器の多段積みはしていないか。
薬 品 類 医薬品類	保健室 理科室	○混合発火を避けるため、薬品類は種類別に収納しているか。 ○危険性の高い薬品類は、砂箱等に収納しているか。 ○自然発火性の薬品類には、保護液を十分満たしてあるか。
ガ ス	理科実験室、調理室、食堂、給食室	○元栓は閉めてあるか。 ○ガス管は老朽化していないか。 ○ボンベ等が固定されてあるか。
石油ストーブ ガスストーブ	職員室等	○まわりに引火物がないか。 ○安全装置は作動するか。

食器類	調理室、食堂、 給食室	○転倒落下し、破損することはないか。
油類	調理室、食堂、 給食室	○転倒・落下し、流失することはないか。
工作機械・ 工作用具等	実習室	○落下することはないか。 ○転倒することはないか。
テレビ等	教室等	○落下したり、転倒したりしないか。
パソコン	パソコン室	○転倒したり、移動したりしないか。
外壁（外装壁） 内壁（内装壁）	校舎全体 体育館	○壁に浮き、ひび割れ等の異常はないか。 ○落下することはないか。（太陽光発電等も含む）

ウ 火災・転倒等が生じた場合の対応策

区分	確認事項
火災	○火災の原因（通電火災を含む）を確認し、適切な方法による初期消火に努めるとともに、児童生徒を安全な場所に避難させる。
破損 転倒	○ガラスの破片等鋭利な破損物で負傷しないように注意し、避難路を確保する。 ○容器の破損により薬品類が流失した場合は、適切な方法により処理する。 ○ガスや揮発性の物質が部屋に充満しないように、換気に配慮する。 ○余震による新たな破損・転倒が生じる場合があるので注意する。

3 学校における防災組織活動

(1) 校内防災委員会

校長を委員長として、校内防災委員会を組織し、防災計画、安全のための管理指導、調査を展開する。

なお、校内防災委員会の委員長は、以下のことを考慮する必要がある。

- ・火気使用場所の管理責任者を定め、明示し、日常の管理に当たる。
- ・防災設備、用具の管理責任者を定め、その防災安全上の整備・点検の責任をもつ。
- ・避難場所、避難誘導のための管理責任者を定め、避難経路の安全確保、安全な誘導に当たる。
- ・非常持ち出しや通報連絡係をそれぞれ決め、災害発生に際し、的確・迅速に搬出し、通報の任に当たる。
- ・その他、巡視、救護、防災係などを設けて、それぞれの任務に当たる。

【具体的な組織例】

校内防災委員会	校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び防災主任などで構成し、防災計画の立案、訓練の実施、指導・管理の監督など防災上の改善のための検討を加え、その万全を図る。
校内災害対策本部	初期対応（地震を感知したと同時に安全確保を図る対応）及び二次対応（揺れが収まった後、次に発生する災害からの対応）後は、校長が本部長となり、各係を統括し、指導、指示、命令を的的確迅速な措置を行う。必要により関係機関、地域、保護者との連携調整を図り、防災上の万全を図る。
通報連絡係	災害発生に際して通報連絡に当たる。
避難誘導係	主として学級担任（中・高では授業中の教師）が責任者となり、各種災害に際して児童生徒を安全に避難させ、その誘導に当たる。
巡視係	災害発生に際し、速やかに各教室などを巡視し、その処置の不備を補い、1名たりとも事故にいたらないよう措置をする。
救護係	災害により負傷した児童生徒の応急救護に当たる。
防災係	災害発生に際し、可能な限り初期活動に当たり、災害を最小限にとどめるような防災活動（火災は初期消火、窓締め、地震時は避難路開口など）に当たる。
搬出保管係	重要物件の搬出及びその保管に当たる。

（2）教職員研修

各学校においては、学校安全計画に研修を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが求められる。校務分掌に学校安全の中核となる教員を位置付け、研修の推進役としての役割を担ってもらうなど、校内体制の整備も必要である。

【具体的な研修内容例】

- マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した防災避難訓練
 - AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
 - 教職員（児童生徒）の安全確保と安否確認の方法
 - 児童生徒の引き渡し等の方法
 - 児童生徒の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程への位置付けに関する共通理解
 - 安全教育における教育内容、教材等に関する共通理解
 - 児童生徒の心のケアに関すること
- 等

地震から命を守る

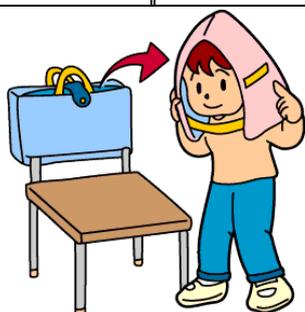
1 安全確保のための基本行動

(1) 初期対応と二次対応

地震は発生場所や時間・震度が異なり、突発的で予測できないものである。児童生徒の指導に関しては、いろいろな状況における生命の安全を常に念頭に置きながら、あらゆる場面に対応した安全な行動がとれるようにすることが大切である。

【行動様式例】

初期対応（「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所へ！）		
行 動	教 師	児童生徒
身体のプロテクト	<ul style="list-style-type: none"> 机の下に潜らせる 頭部を保護させる 	<ul style="list-style-type: none"> 机の下に潜り、机の脚をもつ カバン等で頭部を保護する
避難口の確保	<ul style="list-style-type: none"> 窓際や出入り口付近の児童生徒に窓やドアを開けさせる 	<ul style="list-style-type: none"> 窓や出入り口を素早く開ける
危険物の処理	<ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス、薬品、ストーブ等の危険なものを処理する 	<ul style="list-style-type: none"> 教師の指示で可能な限り、処理可能なものについて手早く行う



二次対応（素早い情報収集、臨機応変な判断と避難）		
行 動	教 師	児童生徒
避 難	<ul style="list-style-type: none"> 本部の指示により安全な場所に避難させる 名簿等を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> 頭にカバン等をのせ、上靴のまま外へ出る
人員の確認	<ul style="list-style-type: none"> 名簿により呼名で人員を確認する 本部に報告する 	<ul style="list-style-type: none"> 学級ごとに整列し、点呼が受けられるように静かに並ぶ

(2) 緊急体制の確立の留意点

この緊急体制は日常の安全管理と安全指導、訓練等を関係付けて行うことによって、緊急時の児童生徒の安全確保ができることとなる。

校内の組織体制は、地震発生時刻や規模などの条件により異なると考えられるので、基本的な防災組織例を参考にして、それぞれの学校の実態に応じて整備しておく必要がある。そのためには、以下のような視点で対応することが考えられる。

ア 校内災害対策本部の場合

- ・地震発生時の状況に応じた児童生徒の安全確保の方針を決めているか。
- ・教職員の防災組織に応じて適切な対応がとれているか。
- ・防災対策の基本方針をもとに教育委員会や市町村等と連携を図っているか。
- ・学校が避難所となったときの避難所運営に関して市町村等と連携を図っているか。
- ・学校の実態を考慮して、緊急連絡体制の順序や要領をもとに適切な対応がとれているか。

イ 児童生徒の安全確保の場合

- ・児童生徒の安全確保ができていないか。
- ・児童生徒を保護者へ引き渡すための状況把握ができていないか。
- ・学校に残留した児童生徒の安全確保がとれているか。

ウ 救出・救護の場合

- ・地震発生時における保健室等を救護所として開設できるか。
- ・負傷した児童生徒への応急救護活動が適切か。
- ・重傷者をどのように病院へ搬送するか。

エ 放送設備等の場合

- ・放送設備は通常通り作動するか。
- ・全教職員が、研修会通りに機器を扱えるか。
- ・停電等のため、放送機器が使用できないときに他の通報、連絡手段が確保できるか。

学校は、いつ発生するか予想できない災害に対して、日頃から児童生徒の安全を確保するための緊急時の体制を確立しておくことが必要である。

(3) 引き渡しと待機

ア 引き渡しの判断をする場合の留意点

引き渡しの判断時には、児童生徒の安全を最優先するために以下のような点に注意が必要である。

- ・津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要である。

- ・家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要である。
- ・校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要である。

イ 学校に待機させる場合の留意点

大規模な地震では待機が長時間に及ぶことも考えられる。児童生徒を待機させる場合には、次の点に留意する必要がある。

- ・不安を訴える児童生徒のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などとの連携を図る。
- ・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

ウ 緊急連絡等についての留意点

緊急連絡網の作成にあたっては、下記のことについて充分留意する必要がある。

- ・児童生徒に対する連絡のための学級別と、居住する町内等の地域別連絡網を確立すること。
- ・職員は、学年別・居住地域別の連絡網を持つこと。
- ・災害で、ばらばらになった児童生徒に連絡を取る方法を確立すること。
- ・災害時は電話網のふくそう等が考えられることから、電話以外の連絡方法（携帯電話等によるメールや「災害用伝言ダイヤル171」等の利用）を確立すること。
- ・災害を想定した連絡の訓練（含：引き渡し訓練）を定期的に行うこと。
- ・学校外との連絡体制を確立すること。

2 地震発生時の予想される危険と教師の望ましい行動

(1) 教科等学習中

ア 普通教室での学習時に、地震が発生した場合

(ア) 予想される危険

- 戸棚、本棚、ロッカー等が倒れたりすることがある。
- 机上の花瓶、蛍光灯、時計、テレビ、壁等が落下することがある。
- 窓ガラス、天井材等が割れたり、落ちたりすることがある。
- 暖房器具の倒壊による火災発生の危険がある。
- 児童生徒が地震に対する恐怖等から心理的動揺をきたし、自己中心的な行動をとり、混乱を起こす場合がある。
- 地震による停電の後、電気が復旧した際は、火災になる「通電火災」の恐れがある。

(イ) 教師の望ましい指示・措置

- a どのように行動するのか大きな声で明確に指示する。特に、小学校低学年の場合は、指示とともに心の動揺をおさえる言葉を掛けることが大切である。

指示 の 例	<ul style="list-style-type: none">・「大丈夫、静かにして落ち着きなさい。」・「外に出るな。」・「机の下にもぐれ。」・「カバンなどで頭を守りなさい。」
--------------	--

- b 机が揺れによって移動することがあっても机の下に潜らせ、カバンなどで頭部を保護させる。しかし、建物の揺れ具合等の状況から倒れる恐れがあると感じた場合は、教師の判断で頭部を守りながら速やかに外に出るように指示しなければならない。
- c 教室の戸を聞き、出口を確保する。
- d ストープ等の火気使用中の場合は、児童生徒をストーブ等から離す。
- e 児童生徒が反射的に外へ飛び出すことがないようにしっかり掌握する。

イ 特別教室での学習時に、地震が発生した場合

(ア) 予想される危険

- a 理科室では、薬品棚の倒壊や実験中の薬品、アルコールランプ等の破損によってけがをすることがある。
- b 家庭科室では、調理実習用具棚の倒壊や調理実習中の沸騰した湯や火で火傷することがある。また、ガス漏れによる火災の発生や爆発、被服室のアイロンによる火災等も考えられる。
- c 美術室（図工室）では、戸棚類や彫刻物、立掛け物等の倒壊や壁面の絵画の落下等でけがをすることがある。
- d 音楽室では、ステレオやスタンドピアノの倒壊、楽器、CD等の散乱の恐れがある。
- e 図書室では、書棚の倒壊や本の落下によりけがをすることがある。
- f 視聴覚室やパソコン室では、機器の倒壊や落下が考えられる。
- g 技術室では、のみや鋸等によるけがや標本や木材の倒壊の恐れがある。
- h 保健室では、薬品戸棚、立掛け物、器物が倒壊したり、ベットで寝ていた児童生徒が落下したりしてけがをすることがある。
- i その他、農業、工業、商業、水産等の実習室における器物の倒壊や落下、使用中の用具によるけが等の恐れがある。

(イ) 教師の望ましい指示・措置

- a 生命を守ることを第一として児童生徒の安全確保に努める。原則として机等の下に潜らせるが、場所に応じて安全な位置に移動させる等の適切な判断と指示が必要である。
- b 火気（ガスコンロ、アルコールランプ等）の使用時には、火傷や火災の発生を防ぐようにする。
- c 有毒ガスが発生する恐れがある場合は、ハンカチを鼻や口にあてさせるなどの適切な処置をする。
- d 戸棚、書架等の置き方を工夫し、倒れないように固定する。また、日頃から収納物の整理整頓に努め、定期的に安全点検を実施する。

ウ 体育館での学習時に、地震が発生した場合

(ア) 予想される危険

- a ガラスの破片、蛍光灯、ギャラリーの手すり等の落下により、負傷者が多数出ることが予想される。
- b 全校集会等多数の児童生徒がいるときに被災すると、教室で被災するのとは比較にならないほどの混乱が予想される。
- c 地域の避難場所に指定されている場合は、避難住民等による混乱が予想される。

(イ) 教師の望ましい指示・措置

- a 大きな声で指示をし、徹底を図る。
- b ガラスの破片等から身体を守るため、中央（体育館の構造によって異なる。）に集合させ、身体を低くさせながら揺れの収まるのを待つ。しかし、きしみ等により天井の崩壊が予想されると判断したときは、近い出口から屋外脱出を指示する。
- c 出口の確保をする。
- d 多数の者が避難しなければならない場合は、特に冷静に行動させる。

エ 運動場での学習時に、地震が発生した場合

(ア) 予想される危険

- a 建物付近では、窓ガラスの破片、瓦等の落下物による被害が予想される。
- b 防球ネット等の体育施設や遊具等の倒壊による被害が予想される。
- c 立地条件によって地割れ、液状化現象、涌き水、崖崩れ等が予想される。
- d 地域の避難場所に指定されている場合は、避難住民等による混乱が予想される。

(イ) 教師の望ましい指示・措置

- a 建物や体育施設、遊具の付近及び崖下等の危険箇所から速やかに離れさせる。
- b 人員の掌握に努め、教師から離れないようにさせる。

- c プールでの水泳中の場合は、水中から上げ、素早く避難させる。

(2) 休み時間中

休み時間中に地震が発生した場合は、「逃げる」という心理が強く働き、出入口、階段等に殺到し、二次災害が起こることも予想される。

こうした危険な状態を未然に防止するためには、日頃から児童生徒の一人一人が、自ら判断し、安全に行動できる実践的な態度・能力を身に付けさせておくことが必要である。

(ア) 予想される危険

- a 廊下や昇降口等では、給食用ロッカー、下駄箱、戸棚類の倒壊や掲示板、額縁、ガラスの破片等の落下が予想される。
- b 出入口の戸の開閉が困難になる。
- c 教師がいないため不安や恐怖等による心理的動揺を起し、泣き叫んだり、飛び出したりといった自己中心的な行動をとり混乱が起こりやすい。
- d その他の状況は、教科等学習時における状況と同じ。

(イ) 教師の望ましい指示・措置

- a 教師はできるだけ早く所定の教室、場所に移動し、校舎内の児童生徒を掌握する。
- b 放送等で、安全な避難場所及び避難方法を正確に指示する。
- c トイレにいる児童生徒の掌握に充分留意する。
- d 日頃から、休憩時においても校内放送やベルの合図を落ち着いて聞く態度を養っておく。

(3) 給食時間中

給食時間は、ランチルームでの全校一斉に行う給食や交流給食、屋上や校庭での給食を実施する等、その形態や方法はさまざまであるので、この時間帯におけるいろいろな場面を想定した避難訓練を繰り返し実施し、児童生徒の一人一人が安全に行動できる実践的な態度や能力を身に付けさせておくことが必要である。

特に、**火気を使用している調理室では、火災等の二次災害の発生が予想されること**から、調理員を含めた安全措置のとり方や避難訓練の方法について充分検討しておくことが必要である。

(ア) 予想される危険

- a 給食の時間帯における児童生徒の行動は、低学年の手伝い、ワゴン等の運搬、配膳等多様である。また、場所によって給食の形態や方法もさまざまであることから混乱が予想される。
- b 重い物の運搬中や熱い物の配膳中にあっては、転倒等によって火傷等の負傷者

がでることも予想される。

- c 火気を使用している調理室では、火災等の二次災害の発生が予想される。

(イ) 教師の望ましい指示・措置

- a 教室外にいる教師は、できるだけ早く自分の学級にもどり、児童生徒の掌握に努める。教師の出張等で担任のいない学級がある場合は、その学級をだれが掌握するのかあらかじめ担当を決めておく。
- b 児童生徒全員にはっきりわかるように、大きな声で指示する。
- c 教室にいる教師は、自分の教室にいる児童生徒のほかに、廊下から入ってくる他の学級の児童生徒に対しても安心感を与えるような適切な指示・措置を行う。また、廊下や階段にいる当番の児童生徒への手助けをしたり、ビン等の破損物の処置をしたりする。

(4) 登下校中

登下校中に地震が発生した場合、的確な指示をする者が不在であり、また、情報も不足していることが多いことから、安全な行動の仕方等については、日頃から十分時間をかけて指導しておくことが必要である。

(ア) 予想される危険

- a 建物、看板、塀等が倒れたり、ビルの外壁、ガラス、瓦等が落下したりすることがある。
- b 橋、歩道橋等が落ちることがある。
- c ガソリンスタンド、都市ガス、薬品等危険物による爆発や有毒ガスによる中毒等の危険がある。
- d 道路の地割れ、倒壊物等により通行が妨げられ、事故に巻き込まれることがある。
- e 堤防の決壊に伴う浸水、冠水等による危険がある。
- f 山間地域においては、山崩れが発生する危険がある。

(イ) 教師の望ましい指示・措置

- a 建物の倒壊、落下物等がある場合は、カバン等を頭にのせ身を守る。
- b 古い建物、建築中の建物等危険と思われる場所には近づかない。
- c 狭い路地に入ったり、ブロック塀に近づいたりしない。
- d 崖下、川岸等は地割れや地滑りが起きやすいので近づかないようにする。
- e 橋は、倒壊の恐れがあるので早く離れるようにする。
- f 電車、バス等に乗車している場合は、運転手や車掌等の指示に従う。

(5) 学校行事等実施中

学校行事等においては、特に、計画段階、実施段階で、各種の災害を想定して避難

口、避難経路、避難場所を明確にし、避難誘導の方法、グループ編成等の事前指導を充分にしておくことが必要である。

(7) 予想される危険

- a 校外における学校行事の場合には、教師と児童生徒が離れている場合が多く、指示が伝わらない場合が多い。また、児童生徒が開放的な気持ちになっていることが多いので指示の徹底は一層困難である。場合によっては、児童生徒のばらばらな言動が、結果として二次災害を招くことも予想される。
- b 列車、バス等の転覆が予想される。
- c 建物、看板、塀等が倒れたり、ビルの外壁、ガラス、瓦等が落下したりすることがある。
- d 山間地域においては、山崩れが発生したり、海岸地域においては、津波の発生や堤防の決壊が予想される。

(イ) 教師の望ましい指示・措置

- a 地震の規模によって異なるが、地割れ、列車やバスの転覆等が予想される場合は、地形や周囲の様子から状況を判断し、迅速に、第一次の指示を出すとともに揺れの第一波がおさまったところで速やかに安全な場所へ避難させる。
- b 周囲に建物、電柱、ブロック塀等がある場合には、直ちにその場所を離れ、広く安全な場所に移るように指示する。
- c 海岸や河川の近くにいる場合は、津波の発生や堤防の決壊が、山間部では、がけ崩れ等が予想される。いずれの場合にも初期の揺れがおさまるのを待って、速やかに安全な場所へ移動させる。
- d 不安や恐怖から自分勝手な行動をとったり、逆に過度の緊張から歩行ができなくなったりする場合もある。教師は、児童生徒一人一人の状態を的確に観察し、適切な指示、助言を与える。
- e 交通機関を利用している場合には、運転手、車掌等の指示をよく聞かせ、協力して誘導に当たる。特に、非常ドアの場所は事前によく知らせておく。また、誘導中あるいは避難後に児童生徒の人数を確認する。
- f 公共情報機関（テレビ・ラジオ・インターネット等）を利用して、正確な情報の収集に努めるとともに学校、家庭はもとより関係機関への連絡も遅滞なく行う。

地震から立て直す

1 心のケア

(1) 心のケアの留意点

事件や事故、大きな災害に遭遇し「家や家族・友人などを失う」、「災害による大きな事故を目撃する」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることも多くある。こうした反応は誰にでも起こりうることであり、時間の経過とともに薄らいでいくが、場合によっては長引き、生活に支障を来たすなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもある。

そのため、日頃から児童生徒の健康観察等を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。

【参考】「子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－」（文部科学省平成22年7月）

(2) 教職員の役割分担等

事件・事故災害時におけるストレス症状のある児童生徒への対応は、基本的には平常時と同じである。

健康観察等により、速やかに児童生徒の異変に気づき、「早急な対応が必要かどうか」、「医療を必要とするかどうか」などを見極め、必要に応じて保護者や医療機関と連携を取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織と連携して組織的に支援に当たることが大切である。いつでも適切な対応が迅速に行えるよう、平常時から児童生徒の心のケアの体制づくりをしておく必要がある。

【危険発生時における健康観察のポイント】

体の健康状態	心の健康状態
<ul style="list-style-type: none">・食欲の異常（拒食・過食）はないか・睡眠はとれているか・吐き気、嘔吐が続いていないか・下痢・便秘が続いていないか・頭痛が持続していないか・尿の回数が異常に増えていないか・体がだるくないか	<ul style="list-style-type: none">・心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか・落ち着きのなさ（多弁、多動）はないか・イライラ、ビクビクしていないか・攻撃的、乱暴になっていないか・元気がなく、ぼんやりしていないか・孤立や閉じこもりはないか・無表情になっていないか

2 その他

(1) 避難所協力

避難所運営は、本来、市町村の防災担当部局が責任を有する。しかし、災害発生時は、その担当者に引き継ぐまでに時間を要することが想定されるため、教職員が避難所の開設や運営等の協力を当たる状況が考えられる。

そのため、事前に防災担当部局や地域関係者・団体等と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが必要になる。

(2) 家庭での防災

地震は、いつ、どこで発生するか予測が困難であることから、学校在校時だけでなく家庭にいる場合の安全確保についても日頃から話し合っておくことが必要である。

阪神・淡路大震災の災害の特徴としては、都市直下型の激震であり、都心を中心としてコンクリートのビルが破壊され、中間階が崩れる建物が多く見られた。特に、木造家屋の倒壊については、一階部分が崩壊し、家屋の下敷きになって死傷したり複数箇所発生した火災によって死傷したケースが数多くみられた。

また、福岡西方沖地震においては、発生直後に携帯電話がほとんど利用できない状況があった。さらに、東日本大震災においては、地震の後に発生した大規模な津波により、避難が遅れた方が多く命を落とした。

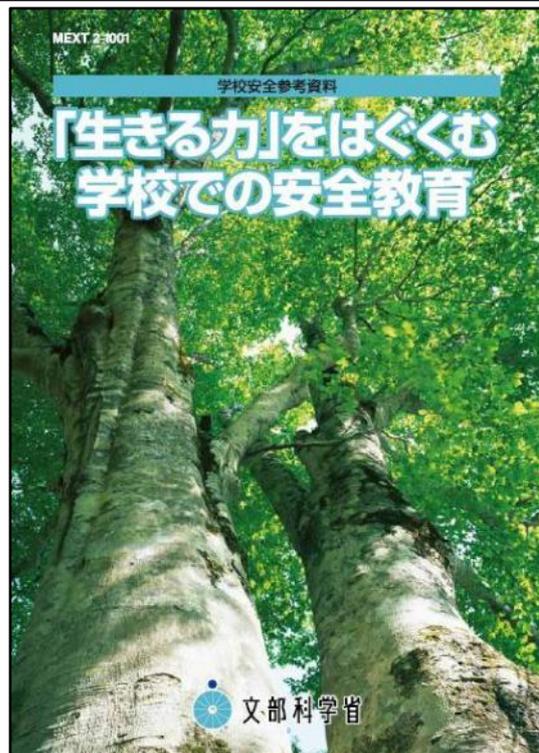
そして、先の熊本地震においては、はじめの震度7の大きな揺れにより建物の多くが破損し、次の日、2度目の震度7の揺れで、その多くが倒壊したことにより被害がさらに広がったことや救援物資がなかなか届かなかったことなどが被災地に打撃を与えた。これらの教訓等から、次のことに留意する必要がある。

- ア 建物の耐震チェックをしておく。
- イ 家具や危険物を固定する。
- ウ 消火器等を用意しておく。揺れを感じた際は、慌てて消火をしない。
- エ 丈夫な机やテーブル等の下にかくれ頭部を保護する。
- オ 出入口の確保をする。（慌てて外に飛び出さない）
- カ 大きな揺れの後、建物の安全が確認されるまでは、建物の中には入らない。
- キ 高齢者や病人等の救出・避難支援体制を決めておく。
- ク 家族が避難して集まる場所を決めておく。
- ケ 避難する時に持ち出すものを決めておく。
- コ 津波が想定される沿岸地域では、海岸付近で揺れを感じたり、津波警報が発表された場合は、直ちに避難できるよう高台等を確認しておく。
- サ 災害時は電話網のふくそう等が考えられることから、電話以外の連絡方法（携帯電話等によるメールやNTTの「災害用伝言ダイヤル171」等の利用）を確認しておく。

〔 学校防災に関する参考資料等 〕



学校防災のための参考資料
「生きる力」を育む防災教育の展開
(平成25年3月文部科学省)



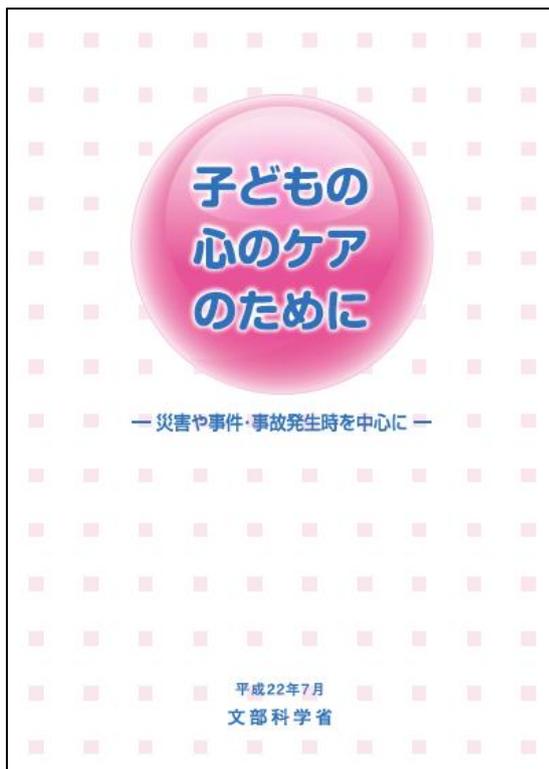
学校安全参考資料
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
(平成22年3月文部科学省)



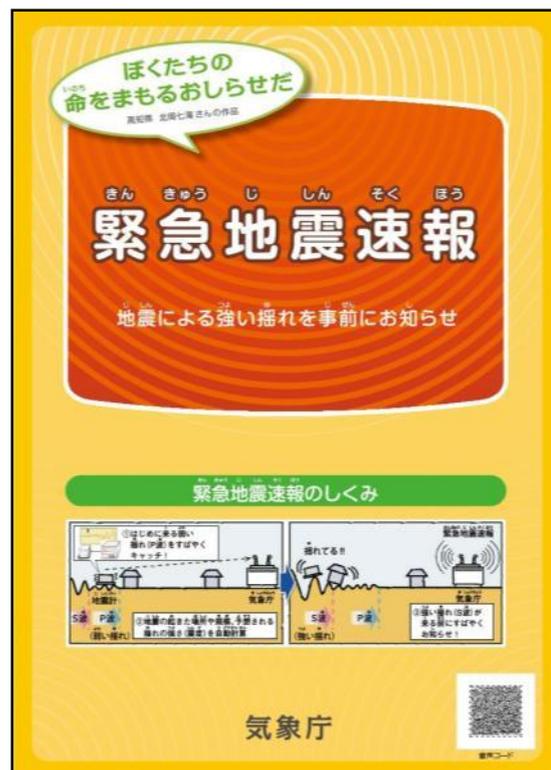
学校防災マニュアル(地震・津波災害)
作成の手引き
(平成24年3月文部科学省)



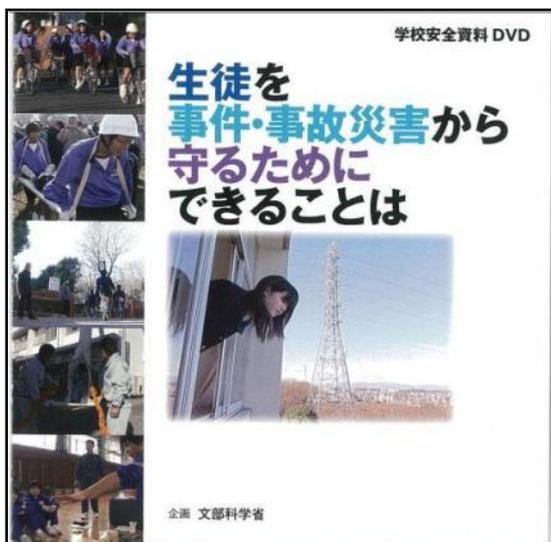
地震による落下物や転倒物から
子どもたちを守るために
(平成27年3月文部科学省)



子どもの心のケアのために
—災害や事件・事故発生時を中心に—
(平成22年7月文部科学省)



緊急地震速報 ～まわりの人にも声をかけながら あわてず、まず身の安全を～
(平成24年1月気象庁)



学校安全資料DVD 生徒を事件・事故災害から守るためにできることは
(平成22年3月文部科学省)



津波に備える 津波から逃げる
—小・中学生対象—
(2012年3月気象庁)

「教師用指導資料『防災教育』（地震）」作成協力者

平成28年度福岡県防災教育推進委員会

氏名	所属 役職
橋本 晴行 (委員長)	九州大学大学院工学研究院 附属アジア防災研究センター 教授
小森 勝輝 (副委員長)	博多あんあんリーダー会 代表幹事防災士
上野 健志郎	気象庁福岡管区气象台気象防災部 防災調査課 課長
大澤 俊朗	一般財団法人 福岡県消防協会 会長
渡邊 美穂子	小郡市立のぞみが丘小学校 校長
吉村 誠二	豊前市立角田中学校 校長
平井 秀典	福岡県立門司学園高等学校 校長
富松 政一	福岡県総務部人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局 私学振興課 参事補佐兼私学第一係 係長
田中 秀貴	福岡県総務部防災危機管理局 消防防災指導課防災指導係 係長
野口 易子	福岡県教育庁南筑後教育事務所 指導主事
武田 巨史	糸島市教育委員会指導係 係長兼指導主事

【本資料に対する問い合わせ】

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 体育・健康教育班

☎ 092-643-3923 FAX 092-643-3926